

## タイムスタンプ認定制度に関する検討会（第11回）

### 1 日 時

令和3年3月15日（月）14:00～16:00

### 2 場 所

WEB会議による開催

### 3 出席者

（構成員）東條座長、柿崎座長代理、伊地知構成員、岩間構成員、上原構成員、梅本構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、小松構成員、西山構成員、宮崎構成員、山内構成員、吉田構成員、若目田構成員

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、山本内閣府政策統括官（科学技術イノベーション担当）上席政策調査員、朝山法務省民事局商事課課長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、中溝サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

### 4 配布資料

資料11-1 時刻認証業務の認定に関する実施要項（案）

参考資料11-1 タイムスタンプ認定制度に関する検討会取りまとめ

参考資料11-2 時刻認証業務の認定に関する規程

参考資料11-3 データ戦略タスクフォース第一次とりまとめの概要

参考資料11-4 データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ

### 5 議事要旨

#### （1）開 会

#### （2）議 題

①タイムスタンプ認定制度に係る実施要項（案）について  
資料11-1について事務局から説明があった。

#### ②意見交換

主な意見等は次のとおり。

上原構成員：休止期間が長くなり、結果として廃止に至るケースも考えられるが、休止期間の上限について検討したか。

事務局：休止期間やその上限については、規定で設けていない。

伊地知構成員：現行の日本データ通信協会の制度でも休止期間やその上限については規定していない。何らかの事情により一定期間業務を休止するという相談自体これまで受けたことがないため、現時点では休止期間の上限についても検討していない。

上原構成員：サービスごとの認定になるが、休止のまま再開されないケースが考えられないのであれば、問題はないと思う。

梅本構成員：実施要項（案）の第23条第2項について、認定業務の継続的かつ安定した遂行が担保できることに係る情報を認定事業者が公表することになっているが、具体的にどのような情報を公表することになるのか。公表する情報の中身が明示的に規定されていないが、認定事業者の裁量で公表する情報を決めてよいのか。

事務局：一定の裁量はあるが、第1項に規定されているような財産目録や貸借対照表、損益計算書、事業計画書等の情報の公表を想定している。他方、実施要項検討ワーキンググループにおいても、こうした情報の公表が難しいケースがあるとの声の一部出たため、あえて明示的に記載することは避けたが、第23条柱書の条文と併せて読むことで理解してもらえるのではないかと考えている。

東條座長：公表資料の十分性について、総務省と指定調査機関が相談しながら、判断するということでよいか。

事務局：然り。

伊地知構成員：現行の日本データ通信協会の制度では、経理的基礎の規定は設けていない。今後、この部分について、どのように調査を行うかについてEUの事例の調査なども含めて検討を進める。認定事業者が作成する営業計画と個社との契約で想定される賠償責任の上限額等を見比べて、調査機関で合理的な判断ができる部分については整理した上で総務省に報告し、総務省がそれを見て判断することになると思う。

東條座長：概ね、この検討会で決まった方向性、それからそれを受けた規定を反映する形で丁寧に実施要項を作成いただいたと理解。

山内構成員：「認定事業者」という用語は、認定を受けた事業者のことであることは、告示を読めばわかるが、一般人にとっては、ISOでいう適合性評価機関を認定する側の認定機関と混同されるおそれがある。このため、「認証事業者」の定義を、きちんと広報資料などで説明し、一般に普及啓発す

るようにしてもらいたい。

③データ戦略タスクフォース第一次取りまとめについて

参考資料11-3、参考資料11-4について、事務局から説明があった。

④各構成員からのコメント

最終回につき、各構成員からデジタル庁への期待を含め、コメントをいただいた。コメントは次のとおり。

伊地知構成員：現行の制度を担当しているということで、説明する機会が多く、十分な説明ができなかったこともあったが、ご協力に感謝したい。制度が固まってきたが、実施要項（案）の中でも電子証明書という言葉と公開鍵証明書という言葉を実に美しく使い分けてもらっている等素晴らしいものができたと考えている。これからデジタル庁が設置される中で、今回の検討会の中で議論したものの引き続き検討事項となった項目、例えばトラステッドリストについてトラストサービス共通のものとして検討すべきということなどについて、具体的に検討が進められることを期待している。

岩間構成員：タイムスタンプについては、2002年に開催された研究会の頃から携わってきており、20年近く経って、国の制度となり、体制が整備されたことを嬉しく思う。国の標準時を扱う機関として、最初の頃から携わってきたが、最終的に国の制度という形に昇華したことを非常に喜ばしく思っている。国の標準時を今後とも維持していくので、タイムスタンプの使い方についても今後検討してほしい。

上原構成員：民間から来ているが、知識が少ない部分もあって、質問が多かったが、丁寧に回答いただいた。電子署名、タイムスタンプと揃うようになってきて、国の制度が整備されたことを嬉しく思う。今後の活用について、まだまだ取り組んでもらいたいことはたくさんあるが、自身も使っていくための働きかけを行っていきたいと思う。デジタル庁の設置について頼もしく感じている。システム開発のときのトラブル・問題が報道されているが、時間ありき、工数ありきではなく、目的はリリースではなく、円滑に運用され、ユーザが便利になることである。このような点についても、全省庁で横断的にシステムを管理されるデジタル庁において、適切に指導・監督してもらえれば、システムを安心して使えるようになると期待している。

梅本構成員：この検討会では、構成員の方々の活発な議論を通じて多くのことを勉強させていただいた。今後この制度を積極的に活用していくフェーズ

に入ることになるが、機会があれば、制度の普及活動に努めていきたいと思う。デジタル庁に対しては、政府全体のIT環境の底上げになるような取組を期待したいと思っている。特に各省庁でも積極的に電子署名やタイムスタンプを活用してもらいたいと考えている。

小木曾構成員：デジタル経済が進む中での基盤づくり、ビジネス基盤を作っていくという発想が必要になると考えている。トラストサービスの部分は今後脚光を浴びてくると考えている。商法や民法が出来た時代にもビジネス基盤が出来たと思われるが、それに近いものがデジタル時代の経済法の観点からみても必要不可欠な要素になる。デジタル庁が設置されると、そのような法律が一元的に管理されるようになっていくと考えられるが、その中でトラストサービスについては、世界的にみてもどのような水準が求められていくのか等を見据えた形で議論していくことが必要である。引き続き経済界としても協力していきたいと思う。

小田嶋構成員：デジタル庁への期待という部分に絞ると、先行して法的効果のある電子署名や認定制度が立ち上がるタイムスタンプ、および並行して検討しているeシールを含め、トラストサービスとして近未来的に、すべての検証が簡単に、また統一的に実施できることが望ましいと考えている。アナログからデジタルへ社会が変革した状況のもとで、最終的にはビジネスや一般生活においても便利になるような仕組みづくりが望まれており、そこにタイムスタンプを含めたトラストサービスが十分に貢献できると思うので、取り組んでいってほしい。

柿崎構成員：電子署名に加えて、タイムスタンプが制度として出来上がることで、トラストの仕組みが基盤として準備できたと考えている。デジタル庁を含め、政府に対しては、このようなトラストの仕組みが機能するようになって、国民の生活にどのように貢献していくのかという部分に期待している。電子的なサービスがワンストップで実現できるように、これからもトラストサービスを含めて進めていくことができればよいと期待している。

小松構成員：デジタル社会の一つの制度として、タイムスタンプの制度作りに関与できたことは、良い経験になった。この制度は良い制度であるが、グローバルのデータ流通を想定した中で、整合性の取れるものを今後も検討してもらいたい。またいろいろな人たちに使ってもらえるようなユーザフレンドリーで、かつ便利な制度になってほしい。そのあたりの取組についてデジタル庁に期待したい。

西山構成員：2004年に総務省の指針が出てから、17年間になるが、業界関係者としては、このような国の認定制度について折に触れ話題に上っていた

けでなく、夢に見てきたところがあった。ようやくその夢が一定の結論を得て、実現しようとしていることについて大変意義深く考えている。今後に向けては、データ戦略タスクフォースにおける、トラストサービスの包括的な枠組みの検討や国際連携の検討の中で更に今回の議論を発展して、DFFTやSociety5.0を実現できるような日本としてのトラストサービスのあるべき枠組みの検討が行われる。そのベースとなるような議論が、このタイムスタンプ認定制度に関する検討会で出来たと考えている。今後はトラストサービスの水平横断的な要件や、諸外国から見て日本のトラストサービスがどのように映るか、一枚岩のようなトラストサービスの見せ方、相互連携の在り方について深い議論が必要となるところが出てくると思う。そのような目標に向けて更なる議論をデータ戦略タスクフォースでまとめてもらえるものと期待している。

宮崎構成員：この限られた期間の中でよくここまでしっかりとしたものがまとまった。自身の長年の念願の一つが叶ったということで感謝している。これから具体的に制度を始めるにあたって、TSA自ら時刻の信頼性を確保する方式ではどのようなログを保管しなければならないのか、また終了計画ではどのように計画を作るのかなど、幾つかの点で詳細な例を示すことが必要になるので、トラストサービス推進フォーラムの方でも何らかのドキュメントを示していきたいと考えている。トラストサービスの横断的な枠組みについても重要であり、このあたりはデジタル庁の取組に期待したい。トラステッドリストをどのように実現するかといった点も含め、制度を維持するためのPDCAサイクルの観点も重要である。外国の状況も変化するので、変化に応じて制度自体を見直す必要が出てくるかもしれない。制度諮問委員会や標準化推進などの体制づくりが求められる。今後も協力していきたい。

山内構成員：タイムスタンプの社会的、経済的な重要性について理解できたことに感謝したい。EUのeIDAS規則では、電子署名やタイムスタンプ、eシールなど縦割りになっているように見えるが、トラストサービスの一般要件が定められており、あるトラストサービスが別のトラストサービスに依存しているという事実もある。これらは、欧州標準化機関、特にETSIが標準を策定してきている。デジタル庁のトラストサービスの包括的な枠組みでは、欧米諸国を参考として、デジタル標準の策定とその維持・構築のための体制づくりを期待したい。

吉田構成員：DFFTの一部について議論できたことに感謝している。今後総務省においてeシールの検討が継続されるので、タイムスタンプと制度のレベルを合わせる必要があると考えている。欧州のトラストサービスだ

けを見ておけばよいのかというと、日本のDFFTはそうではないと思う。高いレベルを目標に据えて、きちんと検討を行っていくことを期待している。タイムスタンプの機能を使う立場からみると、こういう機能がないとデータ流通が進まないと考えている。トラストバイデザインの考え方を海外に展開して日本の取組が伝わることを期待している。

若目田構成員：企業の取組が今後普及に向けて課題になると考えている。従前のビジネス文書や法定文書から、データ戦略でいうところのデータベースやセンサー、取引市場、分野間取引基盤などへの適用とそれらに連携させた普及が重要な要素になってくると考えている。普及に向けては、企業のガバナンスや企業内部の制度も課題になると考えているので、目を向けていく必要がある。デジタル庁については、トラストの要素は多面的であり、時代や技術の変化など環境によって変わるものであり、固定的なものではなく、幅広くダイナミックに追随していくことを期待する。トラストの要素には、トラストサービスのみならず、フェイクニュース等情報の信頼性、センサーデータの誤差といったデータ品質の信頼性、契約を守る、個人情報を守るといった事業者のガバナンスに基づく信頼性といった様々な要素も含まれるので、これらもスコープとして、デジタル庁には高い視座から多面的にグリップしてもらいたい。

東條座長：検討会の初回以外はWEB会議による開催となったが、そのような困難な状況下においても活発な議論をいただき、最終的に良いものが生まれたと考えている。社会におけるデジタルトランスフォーメーションは急速に進んでいて、デジタル庁の創設を始め政府全体を上げた取組も加速している。本検討会において審議したタイムスタンプは、トラストアンカーの重要な要素の一つであり、検討会に参加する専門家の方々に勉強させていただいたことを感謝している。構成員から示された方向性に関する意見について概ねすべて反映する形で成案が得られたと考えている。2021年度より国としてのタイムスタンプ認定制度をスタートする運びになったことを喜ばしく思っている。皆様のご尽力に感謝申し上げます。今後は制度の普及、利用促進に向けて、政府と経済界が共に広く社会への周知や啓発活動を進めていただくことが必要になる。データの安全な流通基盤構築に関連する各種制度の更なる充実を図るとともに、国際的通用性という重要なポイントがあるので諸外国との交渉を速やかに進め、相互承認等による仕組みの構築を進めて、国際的なDFFTの枠組みに日本国として貢献してもらいたいと考えている。

## ⑤その他

田原サイバーセキュリティ統括官より閉会のご挨拶があった。  
また、事務局からも閉会のご挨拶があった。

(3) 閉会

以上